

議員提出議案第4号

宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)3月26日提出

宝塚市議会議長 富川晃太郎様

(提出者)

宝塚市議会議員	大川裕之
同	三宅浩二
同	池田光隆
同	寺本早苗
同	大島淡紅子
同	田中こう

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例(平成14年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次条」を「第12条」に改める。

第14条を第16条とし、第13条第2項中「前条」を「第12条及び第13条」に改め、「市税等納付状況報告書」の次に「(宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第18条第2項の規定による訂正後の市税等納付状況報告書を含む。以下この条において同じ。)及び請負状況等報告書」を加え、同条第6項及び第7項中「市税等納付状況報告書」の次に「及び請負状況等報告書」を加え、同条を第15条とする。

第12条の次に次の2条を加える。

(請負状況等報告書の作成)

第13条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して

30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における宝塚市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、次に掲げる事項を記載した請負状況等報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

(請負状況等報告書の一覧の作成及び公表)

第14条 議長は、前条の規定による請負状況等報告書(宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程(平成15年議会規程第1号)第18条第2項の規定による訂正後の請負状況等報告書を含む。次条において同じ。)の一覧を作成し、公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例の規定は、令和5年4月1日に始まる会計年度以降において支払を受けた請負について適用する。